

地域お茶の間創造事業補助金について(概略版)

区分	対象事業	補助基準額
居場所づくり 事業 <u>月3回以上</u> の開設	ア 居場所設置事業 居場所を開設運営する事業	1日当たり1,000円。 ただし、年間80,000円を限度とする。
	イ 介護予防活動拠点事業 居場所を開設運営し、介護予防活動を行う事業 ※市が実施するご近所元気にくらし隊員養成講座の修了者が2人以上所属する団体	1日当たり2,000円。 ただし、年間160,000円を限度とする。
	ウ 地域まるごと拠点事業 居場所を開設運営し、多世代・共生の取組みならびに見守りおよび支援を行う事業 ※介護職員初任者研修等修了者または教員免許取得者や医療・福祉・保育の国家資格取得者が2人以上所属する団体。ただし、介護予防活動を行う場合は、ご近所元気にくらし隊員養成講座の修了者が2人以上所属しなければならない。	1日当たり3,000円。 ただし、年間240,000円を限度とする。
	エ 出前型居場所づくり事業 お茶の間創造事業による居場所が開設されていない地域に対し、団体・移動販売事業者等が出向いて居場所づくり事業を展開する事業 ※2つ以上の地域で事業を展開する団体・移動販売事業者等で、事前に市・社会福祉協議会との協議により決定した内容で事業を展開する団体・移動販売事業者等に限る。	1日当たり4,000円。 ただし、年間320,000円を限度とする。
居場所づくり 事業 <u>週5日以上</u> の開設	オ 常設型居場所づくり事業 居場所を開設運営し、多世代・共生の取組みならびに見守りおよび支援を行う事業 ※介護職員初任者研修等修了者または教員免許取得者や医療・福祉・保育の国家資格取得者が2人以上所属する団体	年間400,000円を限度とする。

地域支え合い 活動事業	地域の住民による見守り、配食、家事援助、外出支援、高齢者等の居宅周辺の除雪、その他地域の互助によるコミュニティの構築を促進する事業で市長が必要と認める事業 実施する団体においては、介護に関する入門的研修の受講が望ましい。	100,000 円以内
立ち上げ支援 事業	新たにお茶の間創造事業を実施する団体を設立する事業	20,000 円以内